最終更新日：2020年12月23日

株式会社 グローバルキッズCOMPANY
代表取締役社長　中正　雄一
問合せ先：財務IR部　03-3221-3770
証券コード：6189
https://www.gkids.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、その公共性の高い事業に鑑み、当社を取り巻くすべてのステークホルダー（園児、保護者、社員、自治体、株主、取引先、地域社会等）から信頼されること、また、透明性および公正性、健全性が高い事業運営を行うことを前提としながら、企業価値の最大化に取り組むことが重要な経営方針であると考えます。こうした考え方に基づき、規律や法令遵守の徹底、迅速かつ適切な経営判断・業務執行等を通じてコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則１－２－４．議決権の電子行使よび招集通知の英訳】
当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４ 政策保有株式】
中長期的な観点から、事業戦略、取引関係の維持・強化や取引の円滑化を通じて、当社グループの企業価値の増大に資すると認められる株式について保有しております。また、保有の適否は、保有意義の再確認、取引状況、保有に伴う便益等を定期的・総合的に勘案し判断しており、適切ではない銘柄については速やかに処分・縮減することを検討します。
議決権の行使については、中長期的な視点で企業価値の向上につながるか、又は当社の株式保有の意義が損なわれないかを判断した上で議決権の行使を行います。

【原則１－７ 関連当事者間の取引】
当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則３－１ 情報開示の充実】
⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループは、理念体系として以下を掲げております。
企業理念：　子ども達の未来のために
ビジョン：　『2030 トリプルトラスト』
2030年 職員と親子と地域に最も信頼される存在になり、子ども達の育ちと学びの社会インフラになる。
中期方向性：　子ども達が輝く社会づくりへ
目指す人財：　輝いた大人
大切にする姿勢：『STAT（スタット）』
安心安全　（Safety）
チームワーク（Teamwork）
やってみよう　（Action）
感謝　（Thanks）
保育理念：　豊かに生きる力を育てる

また、経営戦略については中期経営計画説明資料『中期経営計画2020』において開示しております。

⑵ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当コーポレート・ガバナンス報告書「１－１．基本的な考え方」に記載しております。

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬については、公正かつ適正に定めることとしており、役職、職責等により定めています。具体的な報酬額は、株主総会で承認された取締役報酬額の範囲内において、適正な水準を調査のうえ基準を定めて決定しております。取締役については取締役会において、監査役については監査役会において決定しております。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会が経営陣幹部の選定を行うにあたっては、役割に応じた必要な能力・経験・識見・人格を検討し、決定しています。取締役候補者は株主からの経営の付託に応えるため、監査役は、経営者に対する監査に係る株主からの付託に応えるため、必要な能力・経験・識見・人格を有する人材を指名し手続きを行っています。
なお、経営幹部として職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、速やかに取締役会を開催し、解任を含めた対応を協議いたします。

⑸ 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任範囲】
経営の意思決定・監督機関としての取締役会、その意思決定に基づく業務執行の全般的統制を図る経営会議を執行子会社である㈱グローバルキッズに設けており、決裁権限を策定のうえ、それに基づき経営と執行を行っております。その概要については、会社法や金融商品取引法等に基づく開示書類等において記載しております。

【原則４－８ 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役5名のうち過半数以上を占める3名を独立社外取締役として選任しており、法令に関する専門知識・経験、また企業経営に関する豊富な知見を有しております。独立社外取締役は、取締役会において独立した客観的な立場から様々な意見・助言を行い、企業価値の向上に貢献しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、株式会社東京証券取引所が定める要件を満たす独立役員（社外取締役3名、社外監査役3名）を選任しています。各独立役員は、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく独立性を維持しています。
社外取締役については、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を候補者として選定しています。

【補充原則４－１１－１　取締役会としての多様性・規模に関する考え方】
当社取締役会は、迅速かつ適正な意思決定及び取締役会に責務の範囲を考慮して、会社定款に基づき取締役の員数を10名以内で構成しております。求められる役割と責務を果たし、取締役会全体での多様性を保つべく、知識・経験及び能力を有する者がバランスよく取締役に選任されるよう考慮して候補者を指名しています。

【補充原則４－１１－２　取締役会・監査役会の兼任状況】
取締役・監査役の他の上場会社での兼任状況については、有価証券報告書に当社ウェブサイトにおいて開示しています。
現在、取締役、監査役は他の上場会社の役員を兼任しておりません。兼任の状況は合理的な範囲に収まっており、取締役・監査役はその期待される役割、責務を適切に果たす十分な時間と労力を確保しています。

【補充原則４－１１－３　取締役の分析・評価】
取締役会全体の実効性に関する分析・評価については実施に向けて検討中です。

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニング方針】
当社では、取締役・監査役について、業務を通じ経営者・役員として習得しておくべき法的知識を含め、役割・責務の理解促進を図っております。また、社外研修の受講や外部講師を招いた社内研修の実施に努めてまいります。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、代表取締役、財務IR部長およびIR担当者で構成するIR体制を整備しています。株主や投資家からの面談に対しては積極的に応じています。また、決算説明会を半期に1回開催するほか、証券会社主催のコンファレンス等にも積極的に参加しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社なかや	3,969,000	43.00
中正　雄一	1,064,595	11.53
日本生命保険相互会社	460,000	4.98
宇田川　三郎	272,588	2.95
田浦　秀一	220,870	2.39
久芳　敬裕	218,300	2.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	206,600	2.24
生川　雅也	162,479	1.76
グローバルグループ従業員持株会	126,700	1.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	110,200	1.19

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	中正　雄一
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新

株式会社グローバルキッズは当社の100%子会社となります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	9 月
業種 更新	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、本書開示日時点において、支配株主と取引を行う予定はありませんが、支配株主と取引を行う必要性が生じた際は、その必要性の妥当性、取引条件等につき取締役会において十分な審議および交渉を行った上で決定することで、少数株主の保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井　光暢	他の会社の出身者											
出口　治明	他の会社の出身者											
桑戸　真二	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井　光暢	○	―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を踏まえた助言をいただけることから当社の社外取締役として適任と判断しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものと判断し、独立役員に指定しております。

出口　治明	○	―――	保険会社の創業を通じて培った豊富な経験と人材育成に精通した幅広い見識に基づいた適切な助言をいただけることから当社の社外取締役として適任と判断しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものと判断し、独立役員に指定しております。
桑戸　真二	○	―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識、また社会福祉事業に精通しており、適切な助言をいただけることから当社の社外取締役として適任と判断しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査、会計監査人による監査）それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。
監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。
監査役と内部監査室は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、合同監査など、効率的な監査の実施に努めております。
内部監査室と会計監査人は、必要に応じ会合を持ち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、ミーティングを実施しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋口　晶子	公認会計士													
片岡　理恵子（戸籍名 竹田　理恵子）	弁護士										△			
石崎　信明	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋口　晶子	○	―――	公認会計士として財務及び会計に係る豊富な経験と知識を有しており、専門的かつ幅広い見識を踏まえた助言をいただけることから当社の社外監査役として適任と判断しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものと判断し、独立役員に指定しております。
片岡　理恵子（戸籍名 竹田　理恵子）	○	片岡理恵子（戸籍名　竹田理恵子）は、当社法律顧問である京橋法律事務所において担当弁護士を務めておりましたが、2014年6月末日付で担当を外れております。	弁護士として法務に豊富な経験と知識を有しており、専門的かつ幅広い見識を踏まえた助言をいただけることから当社の社外監査役として適任と判断しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものと判断し、独立役員に指定しております。
石崎　信明	○	―――	中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての高い見識、また監査役としての豊富な経験から経営に係る客観的な助言を頂けることから当社の社外監査役として適任と判断しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる恐れのないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役および社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を考慮したうえで、コーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に貢献が期待される者を選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストック・オプション制度を導入しております。
また、持続的な企業価値の向上及び株主の皆様との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社外監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として社内取締役および社外取締役、従業員（子会社含む。）に対して付与しております。
また、適正な監査に対する意識を高めることで、当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的として、社外監査役に対して付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬等の限度額の決議を受けております。各役員の報酬額については、取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部及び経営企画部を中心に情報提供等を行っております。具体的には、十分な熟考期間を確保できるよう取締役会資料を事前配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a.取締役会

当社の取締役会は、本書提出日時点で、取締役7名(うち社外取締役3名)で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

b.監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、本書提出日時点で、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、原則として、毎月1回監査役会を開催しております。監査役は、取締役会等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

c.内部監査室

当社は代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査室長1名が専任者となり、内部監査を実施しております。
当社グループの全部門を対象に内部監査を実施しており、監査結果については、代表取締役社長に報告を行うとともに、改善点等につき、改善指導を行うことで事業運営の効率化および適正化に努めております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、適切かつ効率的な業務執行と適正な監査の実現を企図して社外取締役3名を含む取締役会、社外監査役3名を含む監査役会および内部監査を設置する現状のコーポレート・ガバナンスの体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、他社の集中日や社会的・季節的行事との重複を避けるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進および利便性向上の観点から、電磁的方法による議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	将来的な実施に向け、検討すべき事項と考えます。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会の開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算の開示の後に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに投資家向けサイトを開設のうえ、適切な情報発信に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務IR部が担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、その公共性の高い事業に鑑み、当社を取り巻くすべてのステークホルダー（園児、保護者、社員、自治体、株主、取引先、地域社会等）から信頼されること、また、透明性および公正性、健全性が高い事業運営を行うことが重要であると考え、すべてのステークホルダーに迅速かつ適切な情報提供等が行えるよう努めます。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会は、当社の理念を実現するために次の通り内部統制システムの基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1．当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役及び経営幹部の職務執行の適正性
「取締役会規程」及び執行機関である当社子会社の「経営会議規程」に基づき、会議体において各取締役や経営幹部の職務執行状況について報告がなされ相互に確認・検証ができる体制を整備しております。
(2) 全役職員のコンプライアンス
「コンプライアンス管理規程」を中心にした行動規範の周知徹底や継続的な研修・ハンドブックの活用等により、全役職員が法令及び定款・諸規程をはじめ社会におけるルールを遵守するように取り組んでおります。
(3) 内部通報制度
法令や定款・諸規程に違反する行為を発見した際の内部通報制度を整備・運用し、不祥事の未然防止及び迅速な対応を図ります。その際、通報者のプライバシーを保護し、不利益な取扱いは行わないことを明示し、制度の有効性を確保しております。
(4) 反社会的勢力の排除
(下記「2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載)
(5) 内部監査
内部監査室による本部監査、現場往査を通して全役職員が認識と知識を深め改善活動に取り組みコンプライアンス強化を図ります。

2．財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法等の適用のある法令に基づき、信頼できる財務報告の観点から業務プロセスの整備と改善を行い、財務報告に係る内部統制評価を実施することにより継続的に適正な体制を確保しております。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報(株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・契約書等)を保存・管
理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制を確保しております。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社並びに当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行った上で当社グループ全体のリスクを網羅的・包括的に管理しております。
(2) 取締役会及びその他の会議体において重要事項を慎重に審議することで事業リスクの排除・軽減を図ります。
(3)「個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の紛失・漏洩・改ざんを未然に防ぐ体制を整備・運用しております。
(4) 内部監査室の内部監査によりリスクの早期発見、早期解決を図ります。
(5) 当社並びに当社子会社の経営に影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部署の長は速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じることとしております。
(6)「リスクマネジメント基本規程」において、リスクマネジメントに関わる基本的事項及び危機管理に関する事項を定め組織のリスク管理体制の強化を図ります。

5．取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
(1) 取締役の職務の効率性を確保するため、「職務権限規程」において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。
(2) 当社並びに当社子会社の中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を業務執行部門にフィードバックしております。
(3) 取締役会は必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要議案については当社子会社の経営会議及びその他の会議体において事前に十分に審議した上で取締役会に上程することにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
(4) 各種会議体への起案から意思決定までのスケジュールを明確にし、経営スピードを速めることを図ります。

6．当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社子会社の経営等に関する重要事項については、当社の取締役会及び当社子会社の経営会議において審議・決定することを通じて業務の適正を確保しております。

7．内部監査に係る体制
内部監査室は、当社並びに当社子会社の内部監査を実施し、その結果と必要に応じ改善の必要性を代表取締役に報告しております。

8．監査役に係る体制
監査役が十分な活動を行うために以下の体制を確保しております。
(1) 監査役の職務を補助すべき従業員(補助人)の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
① 監査役に補助人を配置しております。
② 補助人の選任については、監査役からの指名又は助言を受けて決定します。
③ 補助人として選任を受けた従業員は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令のみに服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。
④ 補助人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。
(2) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
① 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告をすることとしております。
② 当社並びに当社子会社の取締役及び従業員が前項の報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないように徹底しております。
③ 常勤監査役は、取締役会のほか当社子会社の経営会議に出席するとともに、その他の重要な会議についても適宜出席しております。
(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 代表取締役は、適宜、監査役との意見交換を行っております。

② 監査役は必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
③ 監査役の職務の執行について生じる費用等の前払い又は弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社並びに当社子会社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とはいかなる場合においても取引を行わず金銭その他の経済的利益を提供しません。また、警察・弁護士等の外部専門機関とも連携を取り毅然として対応します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

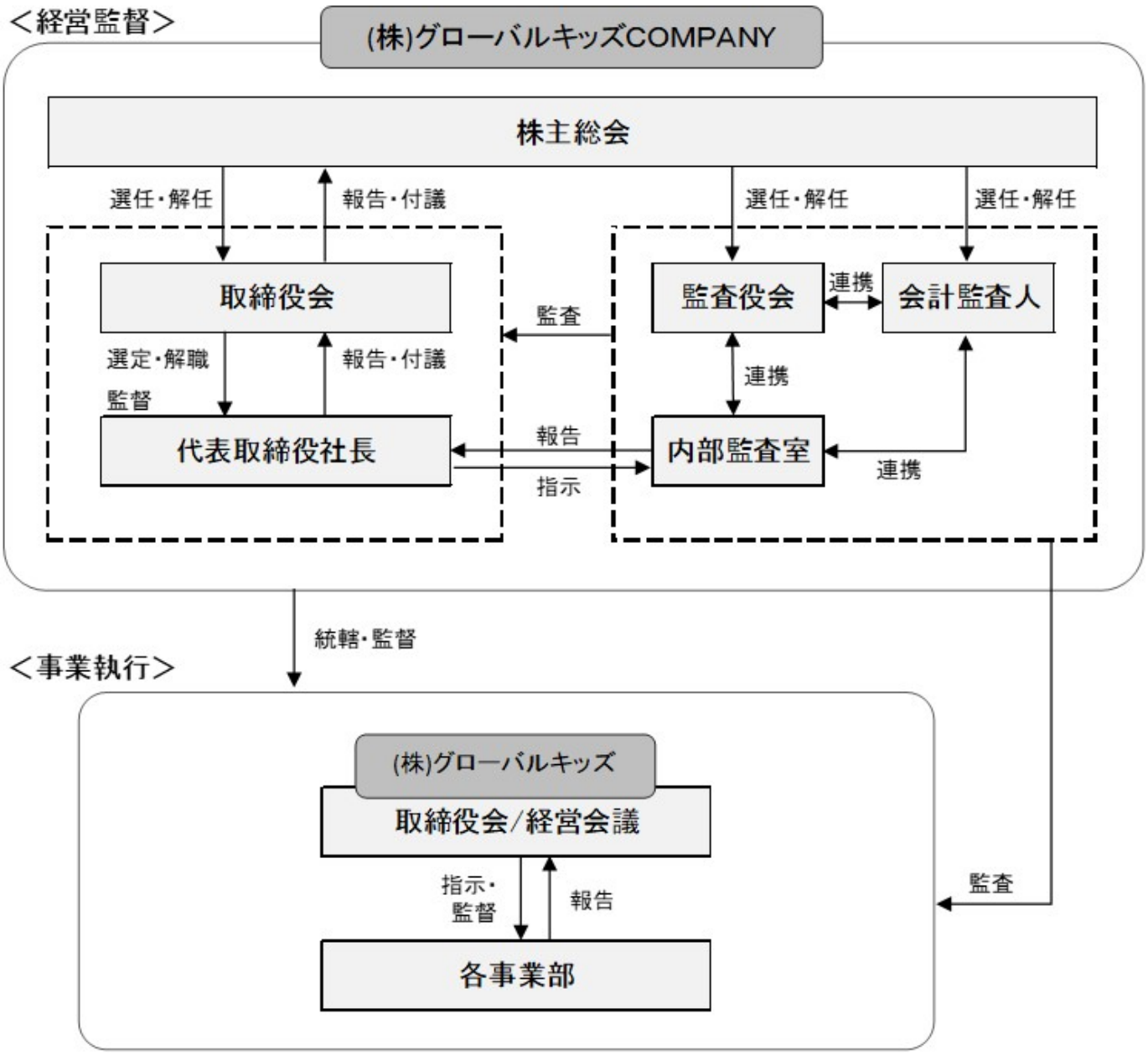
該当項目に関する補足説明

―――

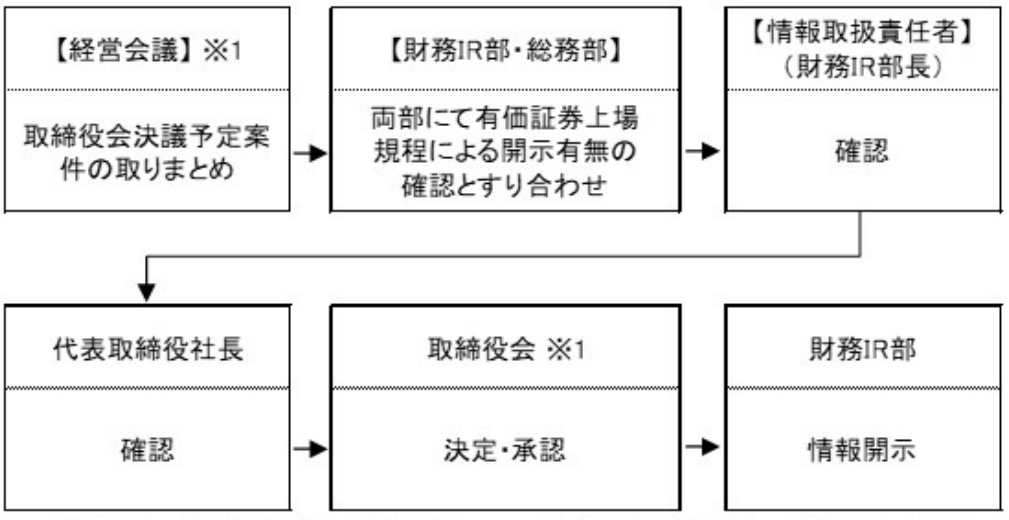
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、全てのステークホルダーに対して、適時・適切な開示を行うことが重要であると考え、ディスクロージャーへの積極的な取組をコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。

【ガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要(模式図)】



※1　発生事実のうち迅速性を要する情報については、経営会議を経ずに、関係部及び 財務IR部、総務部、情報取扱責任者、代表取締役社長による協議により適時開示に係る方針を決定します。また、取締役会を経ずに開示した場合は、開示後に取締役会に報告されます。